

第 1 5 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 7 年 8 月 2 9 日 (金)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年8月29日(金) 午前11時00分 から 11時47分

2. 開催場所 せたな町役場 第1会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		譲
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第6	議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について
第7	議案第5号 土地現況証明願について
第8	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
第9	議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小林和仁
農地係長	松林功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長 ただいまより第15回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん大変どうもご苦労様でございました。
 今月に入りまして、天気が悪く農作業の遅れが心配されるところでございます。今年は非常に暑い年で、農作物に多大な影響がでております。
 水稻はこの暑さで生育が進み、もう稲刈時期のサインがでていていることです。馬鈴薯は雨のために収穫が遅れているようです。スイートコーンに関しては、暑い年は出来がいいと言われておりますが、今年は十勝地方のスイートコーンの品質が悪いとのこと。
 今後は稲刈り作業になりませんが、先日の大雨で倒伏が目立っております。何とかもってくれたらと思っておりますが、連日猛暑が続けば発芽や品質にも問題がでてくる可能性があります。

会長 先日、小泉進次郎農相が米の作況指数を廃止する意向を発表した関係で、本日の日本農業新聞「論説」に記事が載っております。
 作況指数は、平年と比べて豊凶がわかりやすく、生産の方向性や売買の動向を見通してきたもので、農家や業者にとって共通の指標であります。「実態にあっていない作況指数」ということで廃止となるようですが、私も論説委員と同意見で、実態にあっていないのであれば、改善したら良いのではないかと。廃止となれば多大な影響が出てくると思われます。

会長 また、備蓄米に関してですが、どんどん放出して一時価格は抑えたのかかもしれませんが、ある程度するとまた価格が上がる。消費者は価格の安定を感じられていないということです。今後、備蓄米をどうするか、海外からの輸入米に頼るのかなど、農林水産省にはしっかりと策を講じて進めてほしいと思います。

会長 本日の総会は、議案第7号まで案件がございます。
 慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

事務局長 ありがとうございます。
 只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。
 せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、14番小島委員、1番竹内委員を指名いたします。

議長 この指名は、第 15 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長 「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 1 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和 7 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。

番号 25 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 7 筆、現況地目は田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約の申出は、借主の [REDACTED] さんからで、解約理由につきましては、経営を縮小するためでございます。

事務局 資料 2 ページをご覧ください。

番号 26 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、現況地目は田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約の申出は、借主の [REDACTED] さんからで、解約理由につきましては、経営を縮小するためでございます。

事務局 資料 3 ページをご覧ください。

番号 27 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

事務局

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 11 筆、現況地目は田、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、解約の申出は、借主の [REDACTED]さんからで、解約理由につきましては、賃貸借中の農地を購入するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定による農地について、その使用賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許否を決定するものとする。
令和 7 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 4 ページをご覧ください。
番号 9 番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、現況地目は山林と畑、面積が [REDACTED]㎡、こちらの契約につきましては売買でございます。理由につきましては、農地を買入、営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その使用賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。

なお、北海道農業会議から許可相当の答申により、せたな町農業委員会会長専決により許可を行う。

令和 7 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 6 ページをご覧ください。

番号 3 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は田、面積が [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、農家住宅でございます。転用事由につきましては、現在の住宅が老朽化しており住宅を新築したい。営農を継続するうえで、他に適地が無かったため、当該農地を選定した。転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、7 ページの図 1 のとおりでございます。

事務局

番号 4 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、農家住宅でございます。転用事由につきましては、現在の住宅が老朽化していることに加え、子が成長し狭小であるため住宅を新築したい。営農を継続するうえで、他に適地が無かったため、当該農地を選定した。転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、9 ページの図 2 のとおりでございます。

事務局

以上 2 件につきましては、地域計画に定められた農地かつ農用地区域内農地でございますが、7 月 31 日に地域計画を変更済です。農振地域につきましても、9 月中最短で 9 月 11 日に除外される見込みでございます。

また、現在の住宅の隣接地であり、圃場にも近いことから申請地が適地

事務局 であると判断し、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案についてについて」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 7 ページをご覧ください。
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について。
農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。
また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。
令和 7 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 16 ページをご覧ください。
番号 110・120 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
の計 5 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田、こちらの契約は賃借権でございまして、期間につきましては、2025 年 9 月から 2028 年 9 月までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続でございます。

事務局 資料 17 ページをご覧ください。
番号 111・120 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、
、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
、
の計 8 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でござ

事務局

ざいまして、期間につきましては、2025年9月から2028年9月までの3年間、単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、継続でございます。

事務局

資料18ページをご覧ください。

番号112・121番。利用権の設定等を受ける者、 []

[]、 [] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、 [] の計2筆、面積が合わせまして [] m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025年7月から2028年9月までの3年間、単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、新規でございます。

事務局

資料19ページをご覧ください。

番号113・122番。利用権の設定等を受ける者、 []、

[] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、面積が [] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025年9月から2028年9月までの3年間、単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、新規でございます。

事務局

資料20ページをご覧ください。

番号113・123番。利用権の設定等を受ける者、 []、

[] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 [] の計12筆、面積が合わせまして [] m²、利用目的は転作田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025年9月から2028年9月までの3年間、田んぼの単価が [] 円、畑の単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、新規でございます。

事務局

事務局

資料21ページをご覧ください。

番号114・123番。利用権の設定等を受ける者、 []、

[] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、 []、 []、 []、 [] の計7筆、面積が合わせまして [] m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025年9月から2028年9月までの3年間、単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、新規でございます。

事務局

資料22ページをご覧ください。

番号115・123番。利用権の設定等を受ける者、 []、

[] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、 []

事務局 の計 2 筆、面積が合わせまして ■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 9 月から 2028 年 9 月までの 3 年間、単価が ■■■■円、賃貸価格が ■■■■円、新規でございます。

事務局 資料 23 ページをご覧ください。
番号 116・124 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、面積が ■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 9 月から 2028 年 9 月までの 3 年間、新規でございます。

事務局 資料 24 ページをご覧ください。
番号 117・124 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計 2 筆、面積が合わせまして ■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 9 月から 2028 年 9 月までの 3 年間、新規でございます。

事務局 資料 25 ページをご覧ください。
番号 118・124 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、面積が ■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 9 月から 2028 年 9 月までの 3 年間、新規でございます。

事務局 資料 26 ページをご覧ください。
番号 119・124 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 13 筆、面積が合わせまして ■■■■㎡、利用目的は転作田と普通畑、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 9 月から 2028 年 9 月までの 3 年間、新規でございます。

事務局 資料 27 ページをご覧ください。
番号 125 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 9 筆、面積が合わ

せまして 〇〇〇〇㎡、利用目的は水田と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2025 年 9 月、対価の支払期限が 2025 年 10 月 14 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は 〇〇〇〇〇〇〇 円でございます。こちらの売買にかかる手数料が 〇〇〇〇〇 円。内、消費税が 〇〇〇〇 円。耕作予定者につきましては、〇〇〇〇 さんでございます。旧合理化事業による売買でございます。

資料 28 ページをご覧ください。

番号 126 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2025 年 9 月、対価の支払期限が 2025 年 10 月 14 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は [REDACTED] 円でございます。こちらの売買にかかる手数料が [REDACTED] 円。内、消費税が [REDACTED] 円。耕作予定者につきましては、[REDACTED] さんでございます。旧合理化事業による売買でございます。

資料 29 ページをご覧ください。

番号 127 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計13筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は水田と普通畑と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2025年9月、対価の支払期限が2025年10月14日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は [REDACTED]円でございます。こちらの売買にかかる手数料が [REDACTED]円。内、消費税が [REDACTED]円。耕作予定者につきましては、[REDACTED]さんでございます。旧合理化事業による売買でございます。

資料 30 ページをご覧ください。

番号 128 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計6筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2025年9月、対価の支払期限が2025年10月14日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は [REDACTED] 円でございます。こちらの売買にかかる手数料が [REDACTED] 円。内、消費税が [REDACTED] 円。耕作予定者につきましては、[REDACTED] さんでございます。旧合理化事業による売買でございます。

資料 31 ページをご覧ください。

番号 129 番。利用権の設定等を受ける者、

事務局

■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 28 筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2025 年 9 月、対価の支払期限が 2025 年 10 月 14 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は■■■■円でございます。こちらの売買にかかる手数料が■■■■円。内、消費税が■■■■円。耕作予定者につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 11 筆が■■■■さん、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 17 筆が■■■■でございます。旧合理化事業による売買でございます。

事務局

資料 32 ページをご覧ください。

番号 130 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■の計 3 筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2025 年 9 月、対価の支払期限が 2025 年 10 月 14 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は■■■■円でございます。こちらの売買にかかる手数料が■■■■円。内、消費税が■■■■円。耕作予定者につきましては、■■■■さんでございます。旧合理化事業による売買でございます。

事務局

資料 33 ページをご覧ください。

番号 131 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 6 筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2025 年 9 月、対価の支払期限が 2025 年 10 月 14 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は■■■■円でございます。こちらの売買にかかる手数料が■■■■円。内、消費税が■■■■円。耕作予定者につきましては、■■■■さんでございます。旧合理化事業による売買でございます。

議長

以上の計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 9 ページをご覧ください。
土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和 7 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 37 ページをご覧ください。
番号 11 番。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED] の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、公簿地目は畑と用悪水路、
現況地目は田、利用状況につきましては田でございます。願出理由は地目
変更登記のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。
2025 年 8 月 19 日に森委員、渥美委員、原田会長と現地に赴き、目視で確
認し田であることを確認しております。
場所につきましては、38 ページの図 3 のとおりでございます。

事務局

番号 12 番。所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、公簿
地目は畑、現況地目は原野、利用状況につきましては原野でございます。
願出理由は地目変更登記のためとなってございまして、所有者、願出者共
に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。
2025 年 8 月 20 日に吉田委員、大口委員と現地に赴き、目視で確認し原野
であることを確認しております。
場所につきましては、39 ページの図 4 のとおりでございます。

事務局

番号 13 番。所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、
公簿地目は雑種地、現況地目は田、利用状況につきましては田でございます。
願出理由は地目変更登記のためとなってございまして、所有者、願出
者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。
2025 年 8 月 20 日に吉田委員、大口委員と現地に赴き、目視で確認し田で
あることを確認しております。
場所につきましては、40 ページの図 5 のとおりでございます。以上でござ
います。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。追加議案 1 ページをご覧ください。
議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可について。
農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、
その使用賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北
海道農業会議へ意見聴取する。
なお、北海道農業会議から許可相当の答申により、せたな町農業委員会
会長専決により許可を行う。
令和 7 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料 1 ページをご覧ください。
番号 5 番。貸主が []、[]、[]。借主
が []、[]、[]
[] さん。
転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、面
積は [] m² の内 [] m²、現況地目は牧場でございます。転用の目的につ
きましては、風力発電施設設置に関わるボーリング調査でございます。作
業ヤードが [] m²、資材搬入路が [] m²、駐車スペースが [] m²でございま
す。転用事由の詳細につきましては、風力発電施設の設置場所変更に伴い、
再度ボーリング調査が必要となり調査作業場を確保するためとなっております。
転用期間は許可日から 3 ヶ月間、位置図・配置図につきましては、2
ページの図 1 のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございまして、原
則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに
限り、3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとあります。本件は許
可日から 3 ヶ月間のボーリング調査でございまして、調査後の復元につい
ても計画されておりますので、北海道農業会議へ意見聴取するものでござ
います。以上で説明を終わります。

議長	はい。説明が終わりました。 議案第 6 号について質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。 【日程第 9 議案第 7 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議】
議長	「日程第 9 議案第 7 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。
議長	事務局より説明願います。松林係長。
事務局	はい。追加議案 3 ページをご覧ください。 令和元年 11 月 28 日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、申し合わせ決議が承認され、改めて農業委員会として綱紀粛正の徹底を図ることが確認されました。令和 2 年度以降も同様に取り組むよう北海道農業会議代表理事長から通知があったことから、年間計画でも実施するよう計画しておりました。 また、8 月 27 日付で北海道農業会議事務局長から法令遵守の実施および今後の対応について依頼がありましたことから上程したものです。 それでは朗読いたします。
事務局	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。
事務局	特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。
事務局	1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
事務局	2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

事務局	令和 7 年 8 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。 以上でございます。
議長	はい。説明が終わりました。 議案第 7 号について質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 15 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 9 月 30 日

会議録署名委員

14 番 い 島 敏 人

1 番 竹 内 厚 子

議 長 厚 田 喜 博